

職 発 0717 第 2 号  
開 発 0717 第 12 号  
令 和 2 年 7 月 17 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省人材開発統括官  
( 公 印 省 略 )

令和 2 年 7 月豪雨により被災した就職活動中の学生等に対する  
緊急支援について (追加)

今般の令和 2 年 7 月豪雨 (以下「豪雨」という。)により甚大な  
人的・経済的被害がもたらされたことを受け、令和 2 年 7 月 13 日  
付け職発 0713 第 2 号、開発 0713 第 4 号「令和 2 年 7 月豪雨により  
被災した就職活動中の学生等に対する緊急支援について」により、  
災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) の適用地域を含む 6 県 (長  
野・岐阜・福岡・熊本・大分・鹿児島) に所在する新卒応援ハロー  
ワークに「被災学生等特別就職相談窓口」 (以下「特別窓口」とい  
う。) の設置を指示したところである。

今般、災害救助法の適用地域が追加されたことを受け、下記のと  
おり指示するので、引き続き、豪雨の被害を受けた就職を希望して  
いる学生・生徒等に対するきめ細かな支援に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 特別窓口の設置場所及び設置日

災害救助法の適用地域に追加された地域を含む島根県及び  
佐賀県に所在する新卒応援ハローワークにおいて、速やかに特  
別窓口を設置することとする。

なお、今後、豪雨被害により災害救助法の適用地域が追加さ  
れた場合は、適用地域を含む都道府県に所在する新卒応援ハロ  
ーワークにおいて特別窓口の設置をお願いする。